

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年6月12日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等	
2. 都道府県名	埼玉県	執行機関名 蓮田市長
3. 市区町村名	蓮田市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	子どもの医療費助成に関する事務
6. 独自利用事務の対象者	子ども医療費受給対象児童	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年4月1日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	
9. 評価書番号	14	
10. 保護評価書の名称	子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hl_no=&amp;kk_name=%E8%93%AE%E7%94%B0%E5%B8%82&amp;ev_name=%E3%81%93%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%">https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hl_no=&amp;kk_name=%E8%93%AE%E7%94%B0%E5%B8%82&amp;ev_name=%E3%81%93%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%</a>	
12. 委任関係		

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	蓮田市子ども医療費助成条例(昭和48年蓮田市条例第17号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		蓮田市個人番号の利用及び特定情報提供に関する条例別表第1第1の項 蓮田市子ども医療費助成条例(昭和48年蓮田市条例第17号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第1条	蓮田市子ども医療費助成条例(昭和48年蓮田市条例第17号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	[児童の権利] 第一条 全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、(適切に養育される)こと、その(生活を保障される)こと、(愛され、保護される)こと、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られる)こと(その他の福祉を等しく保障される権利)を有する。	(目的) 第1条 この条例は、(子ども)が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を助成することにより(子どもの保健の向上と福祉の増進を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		蓮田市子ども医療費助成条例(昭和48年蓮田市条例第17号)蓮田市子ども医療費助成条例施行規則(昭和48年6月30日規則第13号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	蓮田市子ども医療費助成条例第4条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	子ども医療費の受給資格の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	蓮田市子ども医療費助成条例第3条第1項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	蓮田市子ども医療費助成条例施行規則第3条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ2	蓮田市子ども医療費助成条例施行規則第3条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	蓮田市子ども医療費助成条例施行規則第3条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ4	蓮田市子ども医療費助成条例施行規則第3条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	蓮田市子ども医療費助成条例施行規則第3条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ホ	蓮田市子ども医療費助成条例施行規則第3条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--